

広島県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和三年三月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下千鳥小奴可停車場線	庄原市東城町小奴可字三門二六六八番一地从ら 庄原市東城町小奴可字三門二七八〇番二地先まで	令和三年二月二四日